

紡績労働者の保健問題については従来より特にその重要性を認められてゐた。それは紡績労働者の健康状態が劣悪であること、その原因が極めて複雑且つ特殊であるからである。

紡績労働者は

- 一、労働賃銀が低劣であつて生活程度が低く
 - 二、その大多数が未成年の婦人労働者であつて
 - 三、寄宿舎に生活してゐるため
 - 四、食物の栄養が不十分であり
 - 五、工場内の空気が作業の性質上極めて悪く
 - 六、然もその衛生設備が充分ならず
 - 七、その上醫療設備もまた不完全であることである
 - 八、且つ深夜業廢止後と言へども二交替制のもとに午后十一時迄の労働の結果睡眠不足に陥り易く
 - 九、機械の改善によつて却つて労働強化が行はれ、このためには始と
 - 十、我國紡績工場が採用せし請負賃銀制度が大なる影響を與へてゐるのである
- 故に我等はこれらの原因に就いて、工場及政府當局が充分なる注意を拂ひ之を改善せしむるの必要を痛感するものである。

實行方法

- 一、組合は各支部と協力して工場に對し労働者保健に關する改善を要求しその達成を期すること
- 二、組合は右の主旨を關係官廳に具申し、之が適當なる方法を要求すること
- 三、其他執行委員會一任

(七) 婦人労働者保護に關する件

沼 津 支 部

保 土 谷 支 部 提 案
平 香 塚 支 部

理 由

婦人労働者の保護に關しては、その設備に於いて、制度に於いて何等省みられてゐない現状は言を費す迄もないことで、しばしばその要求獲得の爲めに努力をして來た。

我等は更に、より廣汎なる範圍にその運動を押しすすめなければならぬ。云ふ迄もなく婦人労働者自らの運動に俟つことは、言を要しないことであるが、幼年婦人工を多數使用してゐる紡織纖維産業に於いては、特に保護立法の制定をも見逃してはならぬ。我々は婦人労働者保護立法の制定を強く要求する。又婦人労働者中、既婚婦人の増加率は逐年高まつてゐるので、特に母性保護に關して、その重要性を痛感するものである。尙、直接工場労働や寄宿舎生活に就いても、婦人なるが爲めの差別的待遇にも反對し、その不合理を匡正し、正當なる要求をかゝげ、利益の擁護に邁進すべきである。我々の要求すべき事を左に掲げる。

(一)法令の改正に對するもの

- イ、工業労働者最低年令法の改正
- ロ、保護職工年令限界の改正
- ハ、保護工に對する労働時間の軽減
- ニ、婦人労働者の妊娠後半期に於ける労働時間の制限、最長六時間とす
- ホ、出産後の休養時間を八週間とす
- ヘ、出産後、産婦の再就業に際しての地位の保證のための法規を設くる事
- ト、授乳手當金の支給

(二)婦人の生理的休養三日間を與へよ

(三)既婚婦人を使用する工場に於いては完全なる授乳場の設置